

経営比較分析表（令和5年度決算）

静岡県 沼津市

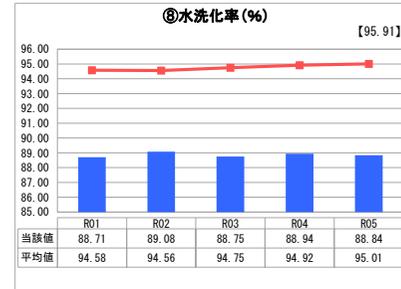
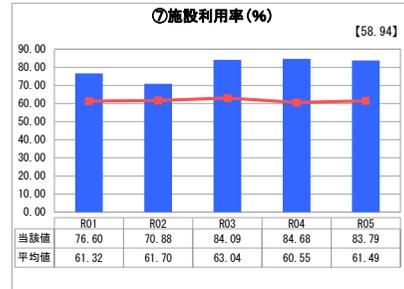
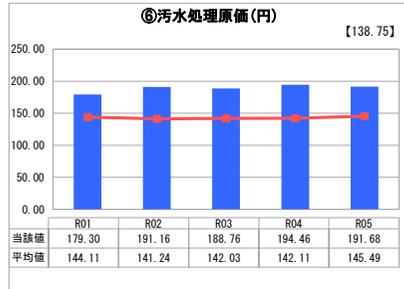
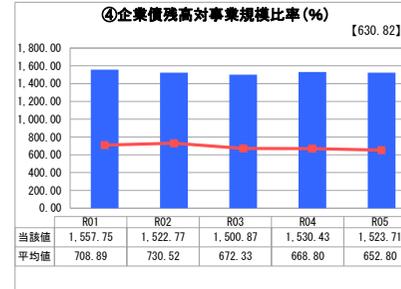
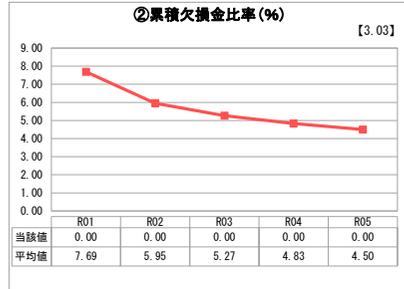
| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------------------------------|
| 法適用 | 下水道事業 | 公共下水道 | Ac1 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m ³ 当たり家産料金(円) |
| - | 50.20 | 58.37 | 55.14 | 2,600 |

| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 187,826 | 389.08 | 482.74 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 108,964 | 17.78 | 6,128.46 |

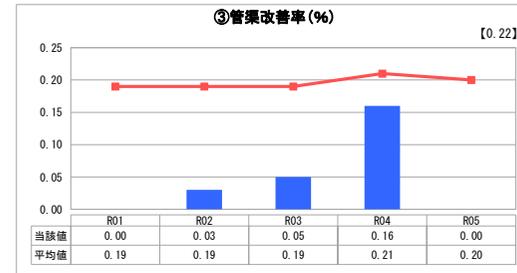
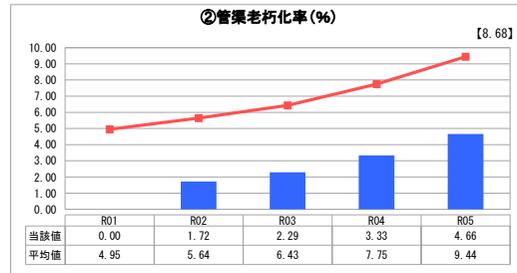
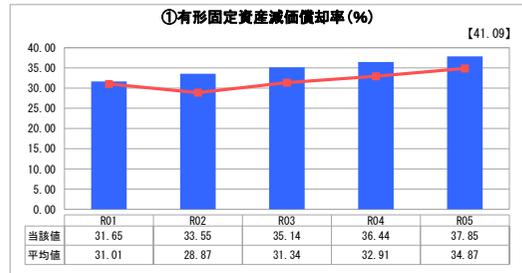
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

沼津市の下水道事業（公共下水道）は、平成31年4月に使用料改定を行ったことで、令和元年度には過去からの累積欠損金を解消し、その後の経費削減等の経営努力もあり、使用料収入等の収益で回収すべき費用をどの程度賄えているかを示す①経常収支比率は、類似団体平均値を超えるまで改善している。

しかし、使用料収入で汚水処理費用をどの程度賄えているかを示す⑤経費回収率を見ると、約69%と低い状態で推移している。このことは、使用料収入だけでは汚水処理費用を賄うことができていないことを示している。本市の下水道普及率が6割程度で、事業として採算性が低く経営を維持できない状況にあるためである。不足分については、総務省の地方公営企業繰出基準に基づく基準を超えて一般会計より繰り出しを受けている。③流動比率は一般的に100%以上であることが望ましいとされているが、約28%と低いことから内部留保資金を回復するための経営改善を早急に図っていく必要がある。

また、1㎡あたりの汚水処理にどの程度経費を要したかを示す⑥汚水処理原価は、類似団体平均よりも多額となっている。この要因としては、沼津市の地形的な特性から多くの処理場（市管理：5か所、県管理：1か所）を所有しなければならない等、効率的な維持管理が困難であることがあげられる。

このような状況を改善する方策として、令和6年7月に使用料改定を行ったことに加えて、自主財源の確保に直接的な影響を持つ⑧水洗化率を上げる努力により一層努め、経営状況の改善を目指す。

2. 老朽化の状況について

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示す②管渠老朽化率について、R1 0.00%→0.53%へ訂正する。

②管渠老朽化率は年々上昇しており、法定耐用年数を経過した管は今後も増え続けることが見込まれる。③管渠改善率を上げるため、ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の効率的な維持管理や長寿命化を図りながら計画的に改築更新を進める必要があるが、本市の下水道普及率は6割程度で、未普及解消の段階にあり、普及率を上げるための管の布設とのバランスを図って取り組まなければならないことから、R5の管渠改善率は0.002%となった。

全体総括

下水道事業は、快適で衛生的な住環境を維持するために必要な都市計画事業である。そのため、普及の促進や施設の長寿命化、更新を計画的に推進していかなければならず、強固な経営基盤の確立が不可欠である。

このような中、使用料収益は人口減少等により、大幅な増加が見込めない状況にあり、施設の長寿命化や耐震化を計画的に実施していく必要がある一方で、施設整備に充てるための財源が不足している現状にあることから、令和6年7月に使用料改定を行った。

今後もあらゆる経費削減策を講じるほか、水洗化指導を粘り強く行い、下水道利用者を増やしていくとともに、適正な受益者負担となるよう財源の確保に努め、経営改善を図っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。